

決 算 届

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

| | | |
|-------------|-----------------|------------|
| 届 出 者 | 主たる事務所 所在地 | 〒 電話番号 () |
| | 医療法人名 代表者の氏名 | |

令和 年度(令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)の決算を終了したので、医療法(昭和23年法律第205号)第52条第1項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書

A 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。

- 6 医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類

B 社会医療法人債を発行した医療法人の場合、次の書類を添付すること(ただし、10及び11は社会医療法人に限る。)

- 7 純資産変動計算書
- 8 キャッシュ・フロー計算書
- 9 附属明細表
- 10 公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 11 医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類

- (注) 1 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の別に区分されたものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。
- 2 提出は毎会計年度終了後3月以内である。
 - 3 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項(組合等登記令(昭和39年政令第29号)別表の資産の総額)の変更の登記が必要である。